

# 石綿関連の作業における資格について

建災防宮城県支部

## ○ 石綿取扱作業従事者特別教育

資格概要 石綿の取扱いをする作業者は、全員必要

受講資格 なし（但し当該作業に従事するには18歳以上）

（石綿作業主任者技能講習修了者は、同特別教育の上位資格として位置付けされており、受講は不要です）

教育時間 既定の4.5時間 以上

修了試験 なし

## ○ 石綿作業主任者

資格概要

労働安全衛生上の労働者の石綿による身体的な被害防止及び作業の指揮・監督を行う。尚、石綿の取扱い作業においては、作業の内容・規模に関わらず必ず選任が必要

受講資格 なし（但し当該作業に従事するには18歳以上）

教育時間 既定の11.0時間（修了考査含む）

修了試験 有り

## ○ 石綿含有建材調査者（一般建築物又は一戸建て等）

資格概要

建築物、工作物の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。）について、石綿等の使用の有無を調査（以下「事前調査」という。）を行う必要があります（石綿則第3条）。（大気汚染防止法でも同様に規定）

令和5年10月1日着工の工事から、建築物の解体等の作業を行うときは、「建築物石綿含有建材調査者」による事前調査を行う必要が義務

付け されています。

受講資格 ①石綿作業主任者技能講習修了者

②学校教育法による大学（短期大学を除く）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者

③学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者

④建築に関して11年以上の実務経験を有する者

※上記以外にも受講資格があります。受講申込書で確認ください。

教育時間 一般建築物：既定の 11.5 時間 （修了考査含む）  
一戸建て等：既定の 13.0 時間 （修了考査含む）  
修了試験 有り

※ 特別教育修了者だけでの石綿取扱い作業はできません。石綿主任者の選任が必要です。単独にて作業を行う場合は、作業主任者の資格が必要です。

※ 一戸建て等石綿含有建材調査者の場合、調査範囲が一戸建て住宅および共同住宅の内部に限った調査（共有部分は除く）と、調査範囲が限定されますのでご注意ください。